

ごみ処理広域化適地検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市及び玉村町（以下「4市1町」という。）が計画しているごみ処理施設の建設候補地の選定を行うに当たり、ごみ処理広域化適地検討委員会（令和8年5月15日付けで締結したごみ処理広域化基本構想策定業務委託契約に係る委託仕様書第2章第15節に記載する適地選定委員会をいう。以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、4市1町のごみ処理施設の建設候補地の選定について必要な事項を検討する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員8人をもって組織し、委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 学識経験を有する者 3人

(2) 4市1町の職員 5人（前橋市環境部長、桐生市市民生活部長、伊勢崎市環境部長、みどり市市民部長及び玉村町環境安全課長）

2 前項第1号の委員は、前橋市長が選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(会議の公開)

第7条 会議、会議資料及び議事概要は、公開とする。ただし、会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 前橋市情報公開条例に規定する非公開情報に関する事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正円滑な会議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる事項を審議する場合

(会議録)

第8条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

(1) 会議の開催年月日

(2) 出席した委員の氏名

(3) 会議に付した案件

(4) 議事の内容

(5) その他必要と認める事項

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、前橋市環境部ごみ政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月11日から施行する。